

当所会報3月号(2025年3月20日発行)に掲載しました協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率につきまして、「7年2月(3月納付分)まで」と表記すべきところを、「7年2月(3月納付分)から」との記載となっております。正しくは以下のとおりとなりますので、訂正し改めてお知らせいたします。

協会けんぽ兵庫支部 加入者・事業主の皆さまへ

令和7年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします

令和7年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

	令和7年2月分(3月納付分)まで	変更	令和7年3月分(4月納付分)から
健康保険料率	10.18%	→	10.16%
介護保険料率	1.60%	→	1.59%

- 40歳から64歳までの方は、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- 任意継続被保険者の方は令和7年4月分(4月納付分)保険料から変更となります。
- 賞与については支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。加入者の皆さまに、
①年1回健診を受けていただくこと
②保健指導の利用や医療機関への早期受診で重症化を防ぐこと
③企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康宣言)
などに取り組んでいただくことで、医療費の伸びを抑えることができれば、
保険料率の上昇を抑えることができる仕組みになっています。

皆さまの取り組みが、保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

 **全国健康保険協会 兵庫支部**
協会けんぽ

〒651-8512
神戸市中央区磯上通7-1-5三宮プラザEAST
代表電話:078-252-8701